

2. 認定を受けている課程を有する学科等の教員養成に対する理念及び設置の趣旨等

● 社会福祉学部社会福祉学科（中一種免（社会）・高一種免（公民）・高一種免（福祉））

①教員養成に対する理念

社会福祉学部は、本学の建学精神「大慈悲心、大友愛心を身に負うて社会の革新と進歩に挺身する志」を持ち、「すべての人々が人間としての尊厳と人権が守られ、健康で文化的な生活を送ることができ、人間としての限らない発展が可能となる社会の形成」に力を尽くす人の養成を目的として創設された。

社会福祉学部においては、社会科学を基盤とした社会福祉学に視座を据え、「学ぶ力」としての学習意欲・目的・方法の自覚、「つながる力」としての対人関係能力、「やりとげる力」としての問題解決能力という3つの力を体系的に習得することを教育目標として掲げている。

1990年代以降、日本では雇用の不安定化や福祉の削減などによる「経済的格差」が拡大した。その結果、生活保護受給者の急増、生活の不安に起因する児童虐待、育児放棄や離婚・DVなど貧困・家庭問題が深刻化している。学校現場では、不登校、いじめ、給食費滞納など様々な問題を抱える生徒が増え、教員を取り巻く環境は厳しさを増している。それに伴って、教員に対する社会的要請も強まっている。いじめ防止対策、自然災害や事故・犯罪被害に対する防災・安全教育、情報化の進展に伴う情報機器の操作や情報リテラシー・情報モラルの育成など、保護者や地域社会からの要望は強まるばかりである。教員は真摯にこれらの声を受けとめ、誠実に対応することが求められている。

特に、これからの教員には、子ども一人ひとりの個性を尊重し、使命感や子どもへの豊かな愛情を持ち、生きる力・確かな学力や豊かな人間性を育て、「習得・活用・探求」という学習過程をデザインできる教科指導力、家庭・地域と連携して協働の教育を創造する優れた実践的指導力が強く求められる。そこで、社会福祉学部においては、建学精神と福祉の理念に基づく幅広い教養と豊かな人間性を兼ね備えるとともに、子どもや家庭が抱える様々な問題に対して社会福祉の視点から対応することができる教員を養成することをめざしている。

②教職課程設置の趣旨

社会福祉学部では、人間の福祉を増進し、社会の変革をすすめ、様々な問題の解決を図り、地域社会で福祉の発展に寄与できる人材を養成するという教育目標のもとに、中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校一種免許状（公民）、高等学校一種免許状（福祉）の取得ができるように、教職課程を設置している。

【中一種免（社会）・高一種免（公民）】

「福祉」(welfare, well-being) の語は、人々の幸福や暮らし良さを意味し、社会保障全般や「公共の福祉」として使用される。また、狭義では「社会的弱者への救済」の文脈で用いられる言葉である。

公民教育の領域では、『中学校学習指導要領』（1998）に「世界平和と人類の福祉」「国民生活と福祉」の記載がみられ、2008年の告示でも同様の記述がある。『高等学校学習指導要領』（1998）では、「現代社会」に「豊かな生活と福祉社会」が、「倫理」に「人類の福祉」が、「政治・経済」に「国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割」「経済活動の在り方と福祉の向上」などの記述がある。2009年の告示では、「現代社会」に「国民福祉の向上」の語があり、「倫理」「政治・経済」は1998年のものと同じである。このように、中学校社会科、高校公民科の目指す目標の中においても「福祉」は重要な位置を占めている。

そこで、社会福祉の学びの基礎に立ち、「社会」の視点を持つことや、宗教・民族・文化など多様な価値観を知ることで、「福祉」をより広い視野から捉え、公民教育に「福祉」を生かすことができる教員の養成（中

社一種・高校公民一種)を目指している。

そのために、教職をめざす学生は、総合基礎科目・社会福祉専門科目の学びの上に、教職科目の履修を行っている。福祉の専門教育においては、理論とともにサービスマニピングやフィールドワークなど地域を大切にした教育、実習や専門演習など実践力を高める教育を行い、対人関係能力や実践型・問題解決型学習を身に付けることを重視している。

また、社会科・公民科教員の養成を目的に、哲学、歴史学、地理学、憲法・法律学、政治学、経済学など、社会科・公民科を教える専門的知識を学び、教育学や心理学、教科教育法、生徒指導、教育実習、教職実践演習などの教職科目を習得させ、履修カルテにより自学自習と自らの課題を内省させる工夫を加え、現場の課題に対応できる教師としての実践的指導力の養成にも力を入れている。

【高一種免（福祉）】

社会福祉学部では、社会福祉の専門分野を幅広く学び、かつ教育方法論を身につけることにより、高等学校において実践的な福祉科教育を担うことができる教員の養成をめざしている。

高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、医療福祉、精神保健福祉、地域福祉など幅広い分野における、ソーシャルワークの価値および知識・技術を学んだ上で、教育方法論を身につけた高校福祉科を担う教員を養成することは、社会的な意味が大きい。たとえば、高等学校における福祉科教育を担う教員として、対人支援の知識・技術を教えるだけでなく、他の専門職や公的機関などとの連携・協働を視野に入れた、実践的な教育を担うことができる人材の養成をめざしている。

また、生徒への教育だけでなく、学校・教員が地域社会の中で果たす役割において、生徒や家庭が抱える問題に対して、地域社会の様々な機関や専門職とのチームを構成し、連携・協働していくことができる人材の養成をめざす。それにより、学校や地域を取り巻くソーシャルワークの臨床現場において、社会福祉の価値および知識・技術を教育という手法を通じて、関係機関や利用者に伝えて、連携・協働を図ることが可能となる。

このような福祉科教育を担う教員を養成する為、高校福祉科に関する科目の中で最も基礎的かつ汎用性のある「社会福祉基礎」を軸として、社会福祉の理念と歴史及び社会福祉分野の現状と課題に関する専門的知識を習得させる。また、学校教育現場に関する実践的能力を習得させるために、本学と高大接続教育の連携を行っている福祉系高校などで、教育実習及び授業研究を合同で実施するなどの工夫を行うことで、高等学校における福祉教育の実践的能力を培うこととする。さらに教職実践演習において、教職を目指す学生がこれまで作成してきた履修カルテを活用して、自らの学習成果と学習課題を明確にして、急速に変化を遂げる学校現場に対応できる教師としての実践的指導力の養成に力を入れている。